

伊香保ゴルフ俱楽部 月例杯競技規則

この競技においては、次の競技特別規則を適用する。

この競技特別規則にない事項は、すべて日本ゴルフ協会ゴルフ規則による。

競技特別規則

1. アウト・オブ・バウンズの境界線は、白杭をもって標示する。
2. 修理地は、青杭をたて、白線をもって標示する。
3. ヘナルティエリアは赤杭をもって境界とする。
4. 管理道路、排水溝、コース内のネット及び樹木の支柱等は、動かせない障害物とする。
5. 目的外のグリーンに球が止まり（カラーを含む）またはスタンスがかかる時は、罰なしに球を拾い上げ、元の位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所に、ニアレスボットを決定し、そこから1クラブレングス以内で、ドロップしなければならない。（拾い上げた球はふくことができる）
6. ジェネラルエリアにおいて、球が打球の勢いで地面に喰い込んでいるときは、罰なしに球を拾い上げ、元の位置にできるだけ近く、かつホールに近づかない箇所にドロップすることができる。（拾い上げた球はふくことができる）
7. スタートのティングエリア周辺及びラウンド中のすべての練習ストロークを禁止する。
但し、指定練習グリーンに於けるパッティング練習を除く。
8. 使用ティーは、下記の通りとする。
HC17以下 男性：青マーク・女子：ゴールドマークを使用する。
(満70歳以上の男子は白マーク・女子は赤マークから打つことができる)
HC18以上男子：白マーク・女子：赤マークを使用する。
(男子満70歳以上の者はゴールドマークから打つことができる)
9. 樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。
(巻物施設に球が挟まった場合、罰なしに救済を受けることはできず、
打てないのであればアンプレイヤブルの処置をとることとする)
10. 距離計測器の使用を許可する。（高低差等の計測器も使用可能とする）

※ プレー時間についてハーフ2時間10分以内を厳守の事。プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること、プレーの不当な遅延については警告ののちヘナルティーを科す事がある。